

住宅の耐震化・不燃化対策などを補助

市は、市内の住宅の耐震診断費や耐震改修費、不燃化・バリアフリー化改修費などに対する補助を実施しています。ブロック塀等の撤去費および改善費の補助金制度は、期間を来

年3月31日(木)まで1年間延長しました。申し込み▼いずれも直接または電話

で市役所建築指導課へ。
※制度利用の要件など、詳しくはお問い合わせください。

市役所建築指導課 建築指導係 ☎(260)5425 FAX(264)6105

工事・診断名など		補助の要件	補助内容
木造住宅	①簡易耐震診断	対象建築物▶昭和56年5月以前に工事に着手した在来工法(構造部分が柱やはり、筋交いで構成される工法)による2階建て以下の木造住宅	登録事業者が現場調査のうえ、耐震性の目安を判定(無料)
	②精密耐震診断 ※1		①を実施した建築物に対し登録建築士が診断し、補強の要否や補強案、概算改修工事費を報告。診断費のうち6万6,000円まで補助(通常、上限額内で診断可)
	③耐震改修工事 ※1、※2		②に基づく補強工事に対して、工事費用などの一部(工事費の5分の1、設計監理費の2分の1、合計上限50万円)を補助
不燃化改修工事 ※1、※3		対象建築物▶既存木造住宅 工事例:軒裏・破風板改修、外壁改修、内装不燃化、雨戸・シャッター改修、窓ガラス交換、防炎性カーテン設置、ブロック塀撤去	改修工事費(5万円以上)の2分の1(上限10万円。不燃化改修工事の破風を含む軒裏などの改修工事費は上限20万円)
バリアフリー化改修工事 ※1、※3		対象建築物▶既存木造住宅 工事例:段差解消、浴室改良、トイレ改修、手すり設置、廊下幅拡張、扉交換	
ブロック塀等	⑦適法性診断	対象▶道路に面するもの	登録事業者が現場調査のうえ、適法性、安全性を判定(無料)
	①撤去工事 ※1	対象▶⑦の結果、安全性が確認できないもの	撤去工事費および改善工事費(両工事費合わせて上限30万円。ブロック塀等の規模などにより異なる)
	②改善工事 ※1	対象▶①の工事と併せて実施するフェンスの新設	
分譲マンションの耐震診断		対象建築物▶昭和56年5月以前に工事に着手した分譲マンション	・予備診断費補助額:1棟につき上限20万円 ・本診断費補助額:1棟につき本診断費の2分の1(上限150万円)または3分の2(上限200万円)
家具転倒防止器具取付支援 ※4		対象世帯▶65歳以上の人で構成される世帯、障がい者世帯	登録事業者が木製家具をL字金物と木ビスで壁に固定(1世帯当たり2か所まで)(原則無料)

- ※1 市税などを滞納している場合は利用できません。
- ※2 実施した場合、税制などの優遇があります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。
- ※3 防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。また、一定の要件を満たしたバリアフリー化改修工事は、税制などの優遇があります。
- ※4 壁や家具の種類により、固定できない場合や一部有償となる場合があります。



不妊症や不育症の治療費を助成

市は、不妊症(妊娠を望んでも1年以上妊娠をしない状態)や不育症(妊娠はするが流産などを2回以上繰り返すこと)の治療費を助成しています。

■共通事項

対象▼次の①〜③のすべてに該当する人

- ①治療日および申請日現在、大和市内に住民登録をしていて、法律上の婚姻をしている夫婦(特定不妊治療費助成は、事実婚の夫婦も可)
- ②国民健康保険や社会保険などの公的医療保険に加入している
- ③市税などの滞納がない

申請方法▼必要書類などを保健福祉センターもしくは子育て課へ直接または郵送で。

※必要書類など詳しくは、市のホームページを「こらん」になるか、同課へお問い合わせください。

◎一般不妊治療費助成

対象▼右記の共通事項に該当し、夫婦の前年(1〜5月の申請は前々年)所得の合計が730万円未満の人
助成期間▼治療開始から1年間を1期とし、最長2期まで
助成額▼各期の自己負担額の2分の1(各期上限5万円)
申請期間▼各期の最終治療日を含む月の月末から6か月以内。

◎特定不妊治療費助成

対象▼上記の共通事項に該当し、「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成決定を受けている人(所得制限がなくなりました)

助成額▼同治療に要した保険適用外の医療費から県の助成額を控除した額(1回当たり上限5万円・助成回数は県の決定に基づく)
申請期間▼県の助成決定通知書の日付を含む月の月末から6か月以内。

◎不育症治療費助成

対象▼上記の共通事項に該当し、夫婦の前年(1〜5月の申請は前々年)所得の合計が730万円未満で、指定の医療機関で治療を受けている人
助成額▼同治療に要した保険適用外の医療費(1年度当たり上限30万円)
申請期間▼治療が終了した日の属する月の翌月末から6か月以内。
※指定の医療機関は、市のホームページを「こらん」になるか、同課へお問い合わせください。

保健福祉センター 子育て課
母子保健係 ☎(260)5609 FAX(264)0202

障がい者相談支援事業の活用を

生活上の不安や悩みを専門相談員が受け付け

なんでも・そうだん・やまと

市は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や家族が、障がいにかかわる生活上の不安や悩みを身近な地域で相談できる、障がい者相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」を実施しています(一部は指定管理)。電話相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

受付施設▼

- ①障害者自立支援センター(基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター)
鶴間1-19-3、☎(265)5198、FAX(260)0238
- ②サポートセンター「花音」
柳橋5-3-16(ふきのとう向生舎内)、☎(268)9914、FAX(267)0454
- ③相談支援センター「松風園」
西鶴間1-12-20(たから志番館1階B号室)、☎(272)0040、FAX(240)0424

相談日▼①月〜土曜日午前8時30分〜午後5時15分、②③月〜金曜日午前8時30分〜午後5時
申し込み▼直接または電話で各事業

保健福祉センター 障がい福祉課 自立支援係 ☎(260)5665 FAX(262)0999

※詳しくは専用ホームページ(<http://www.normanet.ne.jp/~yamato/>)を「こらん」で検索してください。
※①は障がい者虐待の通報や相談にいつでも受け付けています。
※障がい者本人が65歳以上の場合は、各地域の地域包括支援センターにご相談ください。詳しくは人生100年推進課☎(260)5611へお問い合わせください。
■精神障がいについての相談は、次の事業所でも受け付けます
受け付け施設▼
地域活動支援センター「ポピー」
大和東3-15-52階、☎070(1002)2022、FAX(244)6892
開所日▼火〜土曜日午前10時〜午後5時(水・土曜日は午後8時まで)
申し込み▼直接または電話で同センターへ。